

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 8 月 3 日
【会社名】	日野自動車株式会社
【英訳名】	HINO MOTORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小木曾 聡
【本店の所在の場所】	東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
【電話番号】	0570-095111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 美由紀
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
【電話番号】	0570-095111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 美由紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2022年8月2日

(2) 当該事象の内容

当社は、2022年3月4日に公表した認証不正問題について、外部有識者で構成される特別調査委員会に調査を委嘱していましたが、このたび調査報告書を受領し、今後の対応と併せて関係省庁に報告いたしました。

ア 特別調査委員会の調査により判明した不正行為の全容

車両用ディーゼルエンジン（オンロードエンジン）

[排出ガス関連]

平成15年排出ガス規制（新短期規制/E6）以降の幅広い機種において、主に劣化耐久試験に関する不正行為が判明

[燃費測定]

重量車燃費基準が導入され税制優遇制度の対象となった平成17年排出ガス規制（新長期規制/E7）以降、主に大型エンジンにおいて燃費測定に関する不正行為が判明

産業用ディーゼルエンジン（オフロードエンジン）

[排出ガス関連]

平成23年規制（3.5次規制）以降の幅広い機種において、主に劣化耐久試験に関する不正行為が判明

2016年に国土交通省から、認証取得時の排出ガス・燃費試験における不適切事案の有無を報告するよう求められた際に、虚偽の報告を行ったこと

イ 自社の技術検証によるエンジン性能の確認結果

特別調査委員会の調査と並行して進めてきた当社の技術検証において、以下の性能未達が判明いたしました（3/4公表分からの追加判明事項）。

車両用ディーゼルエンジン（オンロードエンジン）

平成28年排出ガス規制（ポスト・ポスト新長期規制/E9）	
大型エンジン「E13C」	経年変化により排出ガスの規制値を超過する可能性
平成21年排出ガス規制（ポスト新長期規制/E8）、平成17年排出ガス規制（新長期規制/E7）	
大型エンジン「E13C」	実際の燃費性能が諸元値に未達
大型エンジン「A09C」	実際の燃費性能が諸元値に未達

上記以外の現行機種においては、エンジン性能に関する問題は判明していない

上記3機種はいすゞ自動車株式会社 大型観光バス「ガーラ」にも搭載

産業用ディーゼルエンジン（オフロードエンジン）

平成26年規制（4次規制）	
大型エンジン「E13C-YS」	経年変化により排出ガスの規制値を超過する可能性
大型エンジン「E13C-YM」	経年変化により排出ガスの規制値を超過する可能性
大型エンジン「P11C-VN」	経年変化により排出ガスの規制値を超過する可能性

上記以外の現行規制対象機種においては、エンジン性能に関する問題は判明していない

ウ 当社の機種・車種別の対応

排出ガス規制値超過の可能性が判明した現行機種

当該機種は出荷停止しており、今後可及的速やかに市場措置を検討し実施いたします。産業用エンジンについては、建機メーカーにご協力をいただき、当社が責任をもって対応を進めてまいります。

認証プロセスにおける不正行為が判明した現行機種ないし搭載車種（に係るものを除く）

排出ガス規制値の超過はないものの、認証プロセスにおける不正行為が判明した機種ないし搭載車種は、国土交通省からの指示を受けて出荷を停止いたしました。今後、同省の指示に従ってまいります。

税制優遇等への影響

排出ガスおよび燃費に関する税制優遇等への影響を精査し、追加納付が必要な場合は当社が負担してまいります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本件にかかる業績への影響は精査中です。業績に与える影響につきまして、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上